

《注意》記入に当たっては、必ず『様式』の記載方法についてを確認してください。

Bコード 記入例

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号	※1 記入しない。	(2) 氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 大阪 検太郎
(3) 届出種別	事前() 一般(○) 計画輸入	住所	大阪府大阪市港区四丁目10番3号 (電話番号) 06-6571-3522
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(6) 輸入食品衛生	
(5) 生産国・コード	●●【国名】	(7) 製造者名、住所・コード	●●ZZ99999 △△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX, ●●
(8) 製造所名、住所・コード	●●ZZ99999 □□□□CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX, ●●	(9) 輸出者名、住所・コード	
(10) 包装者名、住所・コード		(11) 積込港・コード	●●ABC 【地域名英名】
(12) 積込年月日	2 0 2 2 年 2 月 1 4 日	(13) 積卸港・コード	AAA 【港、空港名】
(14) 到着年月日	2 0 2 2 年 2 月 2 0 日	(15) 保管倉庫・コード	4ABC1 【倉庫名】 大阪市〇〇区△△1-2-3
(16) 搬入年月日	2 0 2 2 年 2 月 2 1 日	(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890
(18) 船名又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(20) 事故の有無及びある場合その概要	(無)・有
(19) 届出年月日	2 0 2 2 年 2 月 2 2 日	(21) 提出者・コード	
(22) 貨物の別	食品(○) 添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	1 2 2 3 3 3 4 4 4 4 5 5 5
(23) 継続の別	初回(○) 継続(C) 更新(L)	(34) 貨物が加工食品	ACM, GSA, ZYY
(24) 品目コード	B 3 6 0 3 9 9	である場合は原材料・コード	牛乳、食塩、乳酸菌
(25) 品名	ナチュラルチーズ(セミハード)	貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(26) 積込数量・コード	200 CT	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2 534401, 320402
(27) 積込重量	4,000.00 kg	貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード(いずれの場合も業者の目的で使用されるものを除く)	※2 レンネット、塩化カルシウム
(28) 用途・コード	2 製造原料用	(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	
(29) 包装種類・コード	K P E ポリエチレン		
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(37) 備考	商品名等	届出済印※1	記入しない

食肉製品の場合のみ、製造所名の前に製造施設の施設番号を記入してください。
使用するコードは、食肉製品の場合、「製造者・製造所(B)コードを、食肉製品以外の場合、「製造者・製造所(A)コードを利用してください。使用するコードがコード集(「製造者・製造所(A)又は(B)コード)」にない場合は、「●●ZZ9999(●●は国コード)」又は「●●999999(●●は国コード)」と記入してください。

商品名ではなくそのものが何であるか判断できる一般名称を記入します。※商品名は備考欄へ記入してください。

輸出国政府が発行した衛生証明書が添付されている食肉製品、乳及び乳製品にあっては、衛生証明書に記載されている品名を記入

☆食肉、食肉製品、乳及び乳製品(食品衛生法第10条第2項に規定するもの*)の場合、その衛生証明書番号を記入
輸出国政府が発行した衛生証明書に記載されている衛生証明書番号を記入します。
記載しきれない場合は備考欄に「衛生証明書番号:〇〇〇〇〇」(〇〇〇〇〇は記載されている衛生証明書番号)と記入してください。

* 食品衛生法第10条第2項により、獣畜の肉、乳及び臓器並びに家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、衛生事項を記載した証明書又はその写しを添付しなければ、食品としての販売の目的で輸入してはならないとされています。

食肉、食肉製品、乳及び乳製品*の場合記入

※黄色の部分はNACCS掲示板 業務コード集を確認し記入をしてください。
<https://bbs.naccscenter.com/system/code/fains-code.html>

<注意>
※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限ります。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。